

沖縄県監査委員事務局障害者活躍推進計画

機関名	沖縄県監査委員事務局
任命権者	沖縄県代表監査委員
計画期間	令和2年度から令和3年度まで（2年間）
沖縄県監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	<p>沖縄県監査委員事務局（以下「事務局」という。）においては、職員総数が20名程度で、障害者の法定雇用義務がない小規模な機関である。また、職員のほとんどが知事部局等からの出向職員である。</p> <p>障害者である職員が出向者に含まれる場合や、在職中に疾病、事故等により障害者になる（以下「中途障害者」という。）場合もあることから、障害者である職員の活躍を推進するための体制整備に取り組む必要がある。</p>
目標	
採用に関する目標	障害者の雇用推進に関して、職員の理解を促進するとともに、体制整備等に取り組む。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>(1) 障害者雇用推進者として監査課長を選任する。</p> <p>(2) 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員からの相談窓口を設置し、事務局内への周知を図る。</p> <p>(3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>(4) 職員に対し、障害に関する理解促進・啓発を図るための研修の案内や、研修資料等の配布を行う。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	障害者である職員を任命した場合や中途障害者となる職員があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>(1) 相談窓口への相談のほか、人事異動や人事評価に関する面談等の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的な必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>(3) 職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、または特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。